

吉見総合運動公園 現況調書

1 公園の設置目的

J R 高崎線「鴻巣駅」及び東武東上線「東松山駅」の両駅から約 9 k m に位置する荒川右岸側河川敷内にあり、河川敷の豊かな自然環境を活かしながら、テニスコート、野球場等のスポーツ施設が配置されている。

この公園は、河川敷の自然の中で、誰もが気軽にスポーツなどを楽しめる公園として整備された。

※ 現在、ゴルフ場の管理は公園では行っていない。

2 公園の概要

(1) 位置 吉見町大字明秋、今泉地内

(2) 開設年月日 昭和 5 7 年 4 月 1 日

(3) 公園面積 8 3 . 8 ha

(4) 公園利用者（人）

	有料施設利用者数
R5年度	57, 191人
R6年度	63, 186人

(5) 主な施設

「施設区分」	「施設名」	有料	無料
1 「修景施設」	植栽、花壇		○
2 「休養施設」	管理棟ロビー・テラス、ベンチ		○
3 「遊戯施設」	芝生広場		○
4 「運動施設」	野球場（6面）	○	
	テニスコート（26面）	○	
	サッカー場（3面）	○	
	多目的運動場（2面）	○	
	フットサル場（2面）	○	
	パークゴルフ場（27ホール）	○	
5 「便益施設」	売店（管理棟内 1箇所）	○	
	自販機（管理棟内 1箇所）	○	
	駐車場		○
	便所（管理棟内 1箇所）		○
6 「管理施設」	管理棟、倉庫、門、さく		○
7 「防災施設」	なし	-	-

(6) 主な建物（建築物）

・吉見総合運動公園 建物一覧表参照（別紙1）

3 施設供用日、供用時間等 ※令和6年度実績

[施設名]	[開設期間・日数]	[開園時間]	[休園日]
管理事務所	令和6年 4月 1日から 令和7年 3月31日まで (328日間)	午前8時から午後5時15分まで	毎週月曜日 (休日の場合は次の平日) 【ただし、4月、5月及び9月、10月は休園日なし】 12月31日 1月 1日
テニスコート 野球場 サッカー場 フットサル場	令和6年 4月 1日から 令和7年 3月31日まで (328日間)	午前8時30分から 午後5時まで ※テニスコートは5月～8月まで午後7時まで利用可能 (事前予約時のみ)	毎週月曜日 (休日の場合は次の平日) 【ただし、4月、5月及び9月、10月は休園日なし】 12月31日 1月 1日
多目的運動場	令和6年 9月 1日から 令和7年 3月31日まで (188日間)	午前8時30分から 午後5時まで	毎週月曜日 (休日の場合は次の平日) 【ただし、4月、5月及び9月、10月は休園日なし】 12月31日 1月 1日
駐車場	令和6年 4月 1日から 令和7年 3月31日まで (328日間)	午前8時30分から 午後5時まで	毎週月曜日 (休日の場合は次の平日) 【ただし、4月、5月及び9月、10月は休園日なし】 12月31日 1月 1日
パークゴルフ場	令和6年 4月 1日から 令和7年 3月31日まで (310日間)	午前8時30分から 午後5時まで	毎週月曜日 (休日の場合は次の平日) 12月31日 1月 1日

※ テニスコート、野球場、サッカー場、フットサル場、多目的運動場について、大会時等に限り、事前に申請のあった際は、午前6時からの利用を可能とする。

4 職員体制

(1) 職員配置

常勤職員及び非常勤職員を配置している。

(2) 勤務体制

(単位：人)

	勤務形態	土・日	月	火～金	勤務時間	備 考
日 勤 帯	常勤	1	休園日	1	7:00～16:00	
	常勤	1	休園日	1	8:20～17:20	
	非常勤	1	休園日		7:45～16:45	
	非常勤	1	休園日	1	9:20～17:20	
	非常勤	1	休園日	1	8:00～17:00	
	計	5		4		
朝 夜 帯	常勤					警備会社に委託
	非常勤					
	計					

5 管理実態

(1) 園地図

- ・吉見総合運動公園 園地図参照（別紙２）

(2) 管理業務

- ・吉見総合運動公園 現状管理業務一覧参照（別紙３）
- ・吉見総合運動公園 管理費内訳及び収入実績参照（別紙４）

(3) 主要設備機器

- ・吉見総合運動公園 主要設備機器一覧表参照（別紙５）

(4) 施設運営電力等契約状況

○電気（契約種別・契約電力）	従量電灯C（12kVA）	低圧電力（14kw）
○電話	3回線	
○上水道（契約口径・引込数）	30mm	・1箇所
○ガス（用途）	湯沸かし器1箇所、シャワー室男子3箇所、女子3箇所	
○ガソリン（用途）	園地管理用	
○軽油（用途）	園地管理、パークゴルフ場発電用	
○灯油（用途）	暖房用	

(5) 修繕リスト

- ・吉見総合運動公園 修繕工事一覧参照（別紙6）

(6) 有料施設の利用状況

- ・吉見総合運動公園 有料施設利用状況参照（別紙7）

(7) 設置・占用・行為許可の状況

- ・吉見総合運動公園 設置・占用・行為許可一覧参照（別紙8）

(8) 貸与可能備品

- ・吉見総合運動公園 備品台帳参照（別紙9）

(9) 利用料金一覧

- ・吉見総合運動公園 利用料金一覧参照（別紙10）

(10) 施設の防災に係る地理的条件

洪水浸水想定区域 河川等範囲

(11) 公園施設長寿命化計画

- ・県では、公園施設の効果的・効率的な維持管理と維持管理費用の縮減・平準化を行うため、公園施設長寿命化計画を策定し、計画的に修繕・更新等を行っている。
- ・令和6年3月時点の計画では以下の公園施設について計画を策定しているが、劣化状況や使用頻度、予算状況などにより対策内容や時期は変動する。

令和8年度	倉庫・車庫：更新
令和9年度	管理事務所・浄化槽機械室：更新

(12) 県営公園利用者アンケート結果

- ・吉見総合運動公園 県営公園利用者アンケート集計結果（別紙 11）
- ※令和 7 年 5 月 21 日（水）～6 月 20 日（金）web アンケートにより実施
- ※県 HP や県公式 SNS（LINE 等）での周知及び公園管理事務所窓口等で利用者に回答の協力を呼びかけて実施

6 特記事項

- 埼玉県県営公園施設予約サービスによる有料施設の予約受付
野球場、テニスコート、サッカー場、多目的運動場、フットサル場の予約受付は埼玉県県営公園施設予約サービスにより行っている。また、公園管理事務所では、このサービス利用のための利用者登録受付及び貸出業務を行っている。
- 河川増水時における安全対策及び施設・工作物等の撤去
本公園は荒川の河川敷地内に位置するため、河川の水位が上昇し、冠水が予測される場合には、利用者に対して安全対策を講じるとともに、園内の施設・工作物（プレハブ、防雷小屋、トイレ、サッカーゴール、バックネットなど）の撤去等の対応を行っている。
冠水後も必要な安全対策を講じるとともに、ゴミの撤去、清掃等を行い、速やかな復旧に努めている。
- こうのす花火大会
毎年 10 月に開催される「こうのす花火大会」（鴻巣市商工会青年部主催）は例年 60 万人もの人が訪れる花火大会で、公園は荒川右岸の観覧場所および駐車場用地として利用されている。
- 日本スリーデーマーチ
日本スリーデーマーチ（日本最大のウォーキングイベント）は、毎年 11 月初旬に開催される埼玉県東松山市のイベントであり、本公園は、このウォーキングコースの休憩ポイントとして、多くの方々に賑わっている。
- 公園内での調査について
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構は、公園内にて、電波反射鏡を展開しレーダー電波を衛星に送り返す実験を行っている。
- 多目的広場の現況
多目的広場では、障害物大会や運動会など大関係の催しや車の展示会等

が開催されているほか、警察犬の訓練場所としての利用などが行われており、公園の有効活用が図られている。

○ 公園における禁止行為の現況

河川敷に整備された公園であることもあり、公園内でゴルフの練習を行うなどの不適切な使用が見られ、巡回による注意喚起を行っている。

また、可燃ゴミ、不燃ゴミの不法投棄が見られ、東松山警察署に届け出を行うとともに吉見町役場と連携して対応している。

○ 管理事務所の改修工事

令和元年度、シャワー室のリニューアルやトイレの洋式化、照明器具のLED化や外壁塗装などの建物改修工事を行っている。

○ 公園区域内の未買収地

公園区域内に未買収地が複数点在している。

○ ゴルフ場返還区域

吉見ゴルフ場のゴルフコースの一部が、平成13年の台風による荒川の増水で全面冠水したのを契機に、9ホール分を廃止し、公園の一般園地として管理している。

○ 野球場の多目的運動場への転換

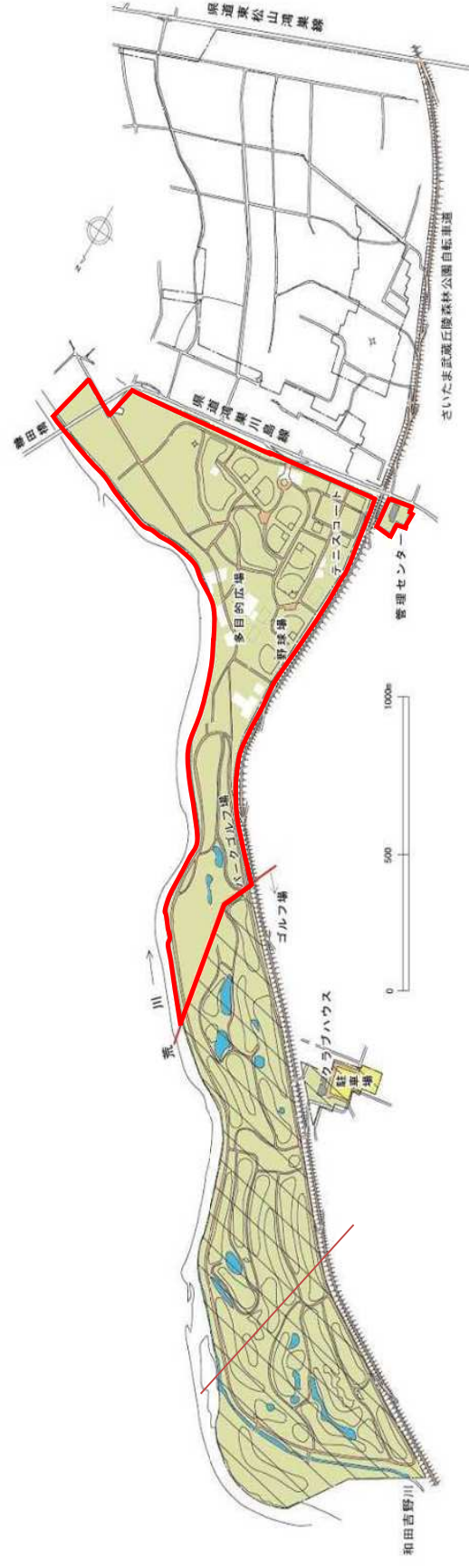
公園の利用状況を考慮し、令和6年9月に野球場のうち2面を多目的運動場とし、サッカー、ラグビー等多目的に利用できる運動施設として転換した。

○ ネーミングライツについて

県は令和7年度中にネーミングライツの募集を行い、公園の愛称が付される予定である。なお、ネーミングライツ募集の事務は県が行い、命名権料も県の収益となる予定。

吉見総合運動公園 建物一覧表

施 設 名	建 設 年 月 日	増 築 年 月 日	構 造	階数	建 築 面 積 (m ²)	延 床 面 積 (m ²)
管理センター	昭和57年3月20日		鉄筋コンクリート造		468.72	468.72
車庫	昭和57年3月20日		鉄骨造		33.00	33.00
自転車置場	不明		亜鉛鉄板(波板)		13.44	13.44
倉庫	不明		スチール製		72.29	72.29
物置	不明		ブロック3段積み 亜鉛鉄板(波板)		9.36	9.36
物置	不明		スチール製		9.36	9.36
計					606.17	606.17



公園名	吉見総合運動公園	図面名	園地図	都市整備部公園スタジアム課
-----	----------	-----	-----	---------------

吉見総合運動公園 現状管理業務一覧

	業務名	業務内容
1	管理事務所業務	受付事務 窓口対応、有料施設、行為許可の受付、 施設利用者登録、利用料金徴収業務、用具類貸出 等 鍵の管理 管理事務所、倉庫等
2	園地管理業務	公園除草 トラクター除草 ハンマーナイフモア付 443,000㎡ 2回 トラクター耕起 ローター付 443,000㎡ 2回 トラクター播種 ブロードキャスト付 62,000㎡ 1回 パークゴルフ場管理 グリーン刈 グリーンモア（週2回（3月～11月）） フェアウェイ・ラフ刈 フロントロータリー （週1回（3月～11月）） 散水（週1回（4月～11月）） その他（施肥、目土、コース内除草、周辺除草、バン カー整備、カップ切など） 沼地・水路除草 トラクター除草 ハンマーナイフ付 機械除草 2回 高木軽剪定 落葉広葉樹 幹周90～119cm 130本 枯損木処理 チャンソー刈 幹周90～120cm未満 61本 剪定枝等運搬 1式 低木 寄植剪定 機械 1m内外 810㎡ 低木 生垣剪定 機械 1m内外 860㎡ 低木 生垣剪定 機械 2m内外 100m 運動場施設管理 ローター、フラシ掛け 254,000㎡ レキ掛け 290,000㎡ 川砂散布 94,000㎡ 表層安定剤散布 23,000㎡ 暴風ネット設置、撤去 970m 園地清掃 園地清掃 テニスコート 18,460㎡ 3回/月×12月 園地清掃 駐車場等 720㎡ 1回/週×52週 管理棟清掃 日常清掃（床清掃・ゴミ収集・便所清掃） 6回/週（営業日）
3	機械警備業務	園内の年間夜間・休園日機械警備。 夜間機械警備（午後5時20分～午前7時00分） 休園日昼間機械警備（午前7時00分～午後5時20分） センサーをセットしてから解除までの時間を機械警備実施
4	消防用設備保守点検業務	消防法に基づく消防用設備（火災報知器・消火器等）の点検（年2回）
5	履行検査業務	河川法に基づく荒川堤外に設けられた公園施設、工作物を洪水前に撤去 する検査を行う
6	浄化槽保守点検業務	接触ばっき方式浄化槽（308人槽・10㎡）の浄化槽法に基づく保守点検業 務及び水質検査
7	受水槽清掃	水道法に基づく受水槽の点検、清掃業務
8	廃棄物処理運搬業務（可燃）	公園内で発生する可燃ゴミ処理 月1回以上の運搬処理実施
9	廃棄物処理運搬業務（不燃）	公園内で発生する不燃ゴミを処理
10	し尿収集運搬	し尿収集運搬
11	エアコン簡易点検	管理事務所内のエアコン1台（ヒートポンプエアコン）について、フロ ン排出抑制法に基づき簡易点検を実施（3か月に1回以上）

吉見総合運動公園 管理費内訳及び収入実績

(千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度(予算)
管理 経 費	人件費	20,088	20,583	21,522	23,174	23,053
	消耗品費	2,910	2,543	1,527	1,599	2,000
	修繕費	1,687	1,684	1,895	1,827	2,000
	光熱水費	925	1,254	1,146	1,255	1,810
	責任保険料	771	708	687	667	710
	手数料	1,863	1,372	1,340	1,503	1,520
	委託料	27,144	27,853	27,679	27,852	32,927
	租税公課	90	101	118	107	50
	その他	12,207	8,353	9,173	9,912	8,716
	合計	67,685	64,451	65,087	67,896	72,786

収 入	委託料収入	49,608	46,160	46,584	47,329	48,492
	利用料金収入	18,257	19,013	20,450	20,488	20,624
	自主事業収入	3,144	3,387	3,272	2,917	3,670
	合計	71,009	68,560	70,306	70,734	72,786

管理費経費－収入	-3,324	-4,109	-5,219	-2,838	0
----------	--------	--------	--------	--------	---

※ 令和3年度から令和6年度は決算、令和7年度は当初予算の額を記載。

※ 令和7年度(予算)の指定管理料のうち、光熱費及び燃料費等について、昨今のエネルギー価格高騰を見込んで461千円増額している。
この増額した指定管理料については、精算対象とし、光熱費及び燃料費等の支出実績を踏まえて、使用しなかった分は県へ返還することとしている。

吉見総合運動公園 主要設備機器一覧

施設名等	機器名	仕様・能力	台数	備考
管理センター	ヒートポンプエアコン	冷房能力7.1KW 暖房能力8.0KW	1	簡易点検が必要
	ルームエアコン	冷房能力4.0KW 暖房能力5.0KW	2	
	天井換気扇	150φ×330m ³ /h×60Pa×14W	1	
		150φ×310m ³ /h×60Pa×14W	2	
		100φ×72m ³ /h×60Pa×13W	1	
		150φ×380m ³ /h×60Pa×74W	1	
		100φ×150m ³ /h×60Pa×20W	1	
		100φ×112m ³ /h×50Pa×15.2W	1	
		100φ×48m ³ /h×50Pa×8.4W	1	
	壁掛式換気扇	200φ×200m ³ /h×10Pa×11W	1	
		200φ×510m ³ /h×14W	1	
		200φ×380m ³ /h×14W	1	
	温水シャワー	ユニットシャワー	6	
	消火器	ABC粉末消火器	7	
	自動火災報知設備	受信機 P型2級 1/3回線 壁掛式	1	
		熱感知器 差動式 スポット型	13	
		熱感知器 低温式 スポット型	4	
		発信機	1	
		音響装置 外形DC-24V	1	
	誘導灯	避難口 A級	2	
	ガス漏れ警報設備	ガス漏れ警報器	1	
	給湯器	電気 12L TOTO	1	
		ガス 32号	2	
	ガスコンロ	パロマ	1	
屋外施設	受水槽	容量 4 m ³	1	管理棟系統
	自動給水装置	キョクトウ 電動機出力1.1KW	1	
	受水槽	容量 1.1 m ³	1	堤外運動場系統
	自動給水装置	エバラ	1	
	外灯	LED	1	
	汚水処理設備		1 式	
	浄化槽	処理対象人員308人槽、汚水量10m ³	1	

令和 5 年 度		令和 6 年 度	
修繕 名	金 額	修繕 名	金 額
テニスコート防風ネット交換	803	外周柵修繕	979
パークゴルフ場スタートマット交換	583	テニスコート防風ネット交換	627
(20万円以下 8件)	509	(20万円以下 3件)	221
合 計	1,895	合 計	1,827

※この表は、一件の修繕で20万円以上のものを記載しています。

吉見総合運動公園有料施設利用状況（令和6年度）

[illegible]

*無料分は主催事業および障害者の利用に係るものである

[illegible]

吉 見 総 合 運 動 公 園

設置・占用・行為許可一覧

R7. 3. 31現在

許可 種類	申請目的	申請箇所	面積・ 数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	人工衛星搭載型合成開口レー ダとの地上同期観測			R6. 4. 1	R7. 3. 31	365日
行為	パークゴルフ用品販売			R6. 4. 2		1 日
行為	パークゴルフ用品販売			R6. 4. 11		1 日
行為	北海道犬展覧会			R6. 4. 14		1 日
行為	犬の訓練			R6. 4. 16		1 日
行為	パークゴルフ用品販売			R6. 4. 18		1 日
行為	車のオフ会			R6. 4. 21		1 日
行為	犬の訓練			R6. 4. 23		1 日
行為	パークゴルフ用品販売			R6. 4. 23		1 日
行為	第106回2024春季犬の訓練競 技大会			R6. 4. 26	R6. 4. 28	3 日
行為	パークゴルフ用品販売			R6. 5. 3		1 日
行為	犬の訓練			R6. 5. 3		1 日
行為	雑誌撮影			R6. 5. 4		1 日
行為	パークゴルフ用品販売			R6. 5. 10		1 日
行為	犬のアジリティー競技会			R6. 5. 10	R6. 5. 11	2 日
行為	犬の訓練			R6. 5. 16		1 日
行為	犬のアジリティー競技会			R6. 5. 17	R6. 5. 19	3 日
行為	車のオフ会			R6. 5. 18		1 日
行為	犬の訓練			R6. 5. 21		1 日
行為	パークゴルフ用品販売			R6. 5. 21		1 日
行為	犬の訓練			R6. 5. 23		1 日
行為	パークゴルフ用品販売			R6. 5. 23		1 日
行為	パークゴルフ用品販売			R6. 5. 24		1 日
行為	オビディエンス競技会			R6. 5. 25	R6. 5. 26	2 日
行為	犬の訓練			R6. 5. 30		1 日
行為	パークゴルフ用品販売			R6. 5. 30		1 日
行為	第37回2024FCIインターナ ショナルアジリティー競技大会			R6. 5. 31	R6. 6. 2	3 日
行為	パークゴルフ用品販売			R6. 6. 2		1 日
行為	食品販売			R6. 6. 9		1 日
行為	パークゴルフ用品販売			R6. 6. 14		1 日

吉 見 総 合 運 動 公 園

設置・占用・行為許可一覧

R7. 3. 31現在

許可 種類	申請目的	申請箇所	面積・ 数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	食品販売			R6. 6. 15		1 日
行為	犬の訓練			R6. 6. 16		1 日
行為	パークゴルフ用品販売			R6. 6. 20		1 日
行為	パークゴルフ用品販売			R6. 6. 27		1 日
行為	自転車講習・製品販売			R6. 6. 30		1 日
行為	パークゴルフ用品販売			R6. 7. 2		1 日
行為	家族写真撮影			R6. 7. 6		1 日
行為	車のオフ会			R6. 7. 6		1 日
行為	雑誌撮影			R6. 7. 20		1 日
行為	雑誌撮影			R6. 7. 23		1 日
行為	パークゴルフ用品販売			R6. 7. 28		1 日
行為	パークゴルフ用品販売			R6. 8. 3		1 日
行為	パークゴルフ用品販売			R6. 8. 10		1 日
行為	パークゴルフ用品販売			R6. 8. 15		1 日
行為	自転車講習・製品販売			R6. 8. 18		1 日
行為	雑誌撮影			R6. 8. 21		1 日
行為	雑誌撮影			R6. 8. 29		1 日
行為	食品販売			R6. 9. 7		1 日
行為	パークゴルフ用品販売			R6. 9. 10		1 日
行為	道路啓開訓練			R6. 9. 10	R6. 9. 11	2 日
行為	雑誌撮影			R6. 9. 12		1 日
行為	ハイブリッドロケットエンジンの地上燃焼試験			R6. 9. 18		1 日
行為	ドックショー			R6. 9. 26	R6. 9. 30	5 日
行為	食品販売			R6. 9. 28	R6. 9. 29	2 日
行為	犬の訓練			R6. 9. 29		1 日
行為	パークゴルフ用品販売			R6. 10. 1		1 日
行為	第21回こうのす花火大会			R6. 10. 4	R6. 10. 6	3 日
行為	パークゴルフ用品の販売促進			R6. 10. 7		1 日
行為	雑誌撮影			R6. 10. 7		1 日
行為	犬のオフ会			R6. 10. 11	R6. 10. 13	3 日

吉 見 総 合 運 動 公 園

設置・占用・行為許可一覧

R7. 3. 31現在

許可 種類	申請目的	申請箇所	面積・ 数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	わんわん運動会			R6. 10. 24	R6. 10. 27	4 日
行為	パークゴルフ用品販売			R6. 10. 26		1 日
行為	パークゴルフ用品販売			R6. 10. 29		1 日
行為	全校徒歩遠足			R6. 10. 31		1 日
行為	第107回 2024秋季犬の訓練競技会大会			R6. 11. 1	R6. 11. 3	3 日
行為	東日本ドーベルマン単独展			R6. 11. 4		1 日
行為	犬の訓練			R6. 11. 4		1 日
行為	車のオフ会			R6. 11. 16	R6. 11. 17	2 日
行為	犬の訓練			R6. 11. 17		1 日
行為	パークゴルフ用品販売			R6. 11. 19		1 日
行為	2024 ST連合会東日本訓練・アジリティー・フライボール競技会&展覧会			R6. 11. 22	R6. 11. 24	3 日
行為	パークゴルフ用品販売			R6. 11. 22		1 日
行為	北海道犬展覧会			R6. 11. 24		1 日
行為	自転車講習・製品プロモーション			R6. 11. 24		1 日
行為	パークゴルフ用品販売			R6. 11. 26		1 日
行為	ハイブリッドロケットエンジンの地上燃焼試験			R6. 11. 29		1 日
行為	商品（衣類）写真撮影			R6. 12. 5		1 日
行為	食品販売			R6. 12. 7		1 日
行為	犬の訓練			R6. 12. 7		1 日
行為	パークゴルフ用品販売			R6. 12. 10		1 日
行為	犬の訓練			R6. 12. 15		1 日
行為	パークゴルフ用品販売			R6. 12. 18		1 日
行為	犬のしつけ			R6. 12. 20	R6. 12. 22	3 日
行為	ハイブリッドロケットエンジンの地上燃焼試験			R6. 12. 24	R6. 12. 25	2 日
行為	食品販売			R6. 12. 26	R6. 12. 27	2 日
行為	犬の訓練			R6. 12. 28		1 日
行為	犬のトレーニング			R7. 1. 7		1 日
行為	パークゴルフ用品販売			R7. 1. 7		1 日
行為	犬のアジリティー競技会			R7. 1. 17	R7. 1. 19	3 日
行為	犬の訓練			R7. 1. 19		1 日

吉 見 総 合 運 動 公 園

設置・占用・行為許可一覧

R7. 3. 31現在

許可 種類	申請目的	申請箇所	面積・ 数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	パークゴルフ用品販売			R7. 1. 21		1 日
行為	パークゴルフ用品販売			R7. 1. 24		1 日
行為	犬の練習会（服従・選別）			R7. 1. 25		1 日
行為	犬の訓練			R7. 1. 25		1 日
行為	犬の訓練			R7. 1. 25		1 日
行為	犬のしつけと訓練競技会			R7. 1. 26		1 日
行為	ハイブリッドロケットエンジンの地上燃焼試験			R7. 1. 29		1 日
行為	食品販売			R7. 2. 1		1 日
行為	ハイブリッドロケットエンジンの地上燃焼試験			R7. 2. 5		1 日
行為	パークゴルフ用品販売			R7. 2. 7		1 日
行為	食品販売			R7. 2. 8		1 日
行為	ドッグマッサージの啓発			R7. 2. 12		1 日
行為	犬のアジリティー競技会			R7. 2. 14	R7. 2. 16	3 日
行為	写真撮影			R7. 2. 19		1 日
行為	犬のオフ会			R7. 2. 21	R7. 2. 24	4 日
行為	自転車講習・製品販売			R7. 2. 24		1 日
行為	パークゴルフ用品販売			R7. 2. 28		1 日
行為	犬の訓練			R7. 3. 12		1 日
行為	犬の競技会			R7. 3. 14	R7. 3. 16	3 日
行為	パークゴルフ用品販売			R7. 3. 14		1 日
行為	雑誌の撮影			R7. 3. 18		1 日
行為	パークゴルフ用品販売			R7. 3. 18		1 日
行為	犬のオフ会			R7. 3. 21	R7. 3. 23	3 日
行為	パークゴルフ用品販売			R7. 3. 25		1 日
行為	パークゴルフ用品販売			R7. 3. 27		1 日
行為	パークゴルフ用品販売			R7. 3. 30		1 日
行為	犬の訓練			R7. 3. 30		1 日

吉見総合運動公園 貸与可能備品一覧

別紙9

No.	品目	規格・型式等	数量	取得年度
1	チップシュレッダ	コマツセソマ SRE-110	1	平成12年度
2	草刈払機	GM65A (バロネスロータリーモア)	1	平成12年度
3	草刈払機	LB80TB (バロネスアプローチモア)	1	平成12年度
4	(乗用) トラクター	トーコー 110D (スポーツトラクター ジュニア)	1	平成12年度
5	(乗用) トラクター	トーコー (トラクターアタッチメン ト)	1	平成12年度
6	エアーコンプレッサー	日立ベビコン 圧力開閉式 0.75P- 9.5VD 2	1	平成22年度
7	自動体外式除細動器 (AED)	日本光電工業(株) AED-3100カルジオ	1	令和5年度
8	フロントモア	シバウラ MC254	1	令和3年度
9	ロータリーモア (アタッチメント)	シバウラ FM60DMJ	1	令和3年度
10	サッカーゴール及びネット	三和体育製版(株) S - 0 1 4 6	2	令和5年度
11	少年用サッカーゴール	サンワ S-4849	2	令和5年度
12	サッカーゴール及びネット	サンワ S-0146	2	令和7年度

(別紙 10)

有料施設の利用料金等の設定

(1)利用料金

ア 有料施設

施 設 名	現 行 料 金(円)			
野 球 場 サッカー場 多目的運動場	県内一般	半日 1,460 円	一日 2,930 円	二時間 830 円
	県内学生	半日 730 円	一日 1,460 円	二時間 410 円
	県外一般	半日 2,200 円	一日 4,400 円	二時間 1,250 円
	県外学生	半日 1,100 円	一日 2,200 円	二時間 630 円
テニスコート フットサル場	県内一般	半日 990 円	一日 1,980 円	二時間 510 円
	県内学生	半日 460 円	一日 940 円	二時間 310 円
	県外一般	半日 1,460 円	一日 2,930 円	二時間 830 円
	県外学生	半日 730 円	一日 1,460 円	二時間 410 円
パークゴルフ場	県内一般	一日 600 円	回数券 (6 枚) 3,000 円	
	県内学生	一日 300 円		
	県外一般	一日 1,000 円		
	県外学生	一日 500 円		

※県主催事業に係る利用については上記の金額にかかわらず無料とします。

※県共催事業にかかる利用については上記の金額の 1/2 とします。

※上記表中の「学生等」とは、学生、生徒、児童若しくは学校教育法の規定による学校の利用の場合とします。

※参加者を募り、参加者から入場料、参加料、コーチ代などの名目で参加料を徴収するなどの営業目的をもって利用する場合は上記金額の他に行為許可利用料を加算するものとします。

※「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」(昭和 58 年条例第 8 号) 及び「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則」(昭和 58 年規則第 32 号) の規定により、公園施設の係る使用料等を免除するものとします。

※パークゴルフ場回数券の有効期限は、購入日から 6 か月とします。

イ 行為許可

行 為	現 行 料 金(円)
物品の販売その他の営業行為(興行を除く。)をする場合	半日 8 円/㎡ 一日 16 円/㎡
興行を行う場合	一日 20 円/㎡
業として写真を撮影する場合	半日 360 円/件 一日 740 円/件
業として映画等の撮影をする場合	半日 14,800 円/件 一日 29,800 円/件
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをする場合その他これらに類する催しをする場合	12 円/㎡
広告物の表示	1 日 2,090 円/㎡ (表示面積)

※国又は地方公共団体が主催する事業に使用する場合は免除とし、共催する事業に使用する場合は1/2以上を減額とします。

※「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」(昭和58年条例第8号)及び「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則」(昭和58年規則第32号)の規定により、公園施設の係る使用料等を免除するものとします。

(2) 自主事業

事業名	現 行 料 金(円)
売店・自動販売機の設置	販売品による (10 円～1,000 円程度)
パークカフェ	販売品による (50 円～500 円程度)
キッチンカー	1 日あたり 200 円の出店料
卓球	30 分あたり 150 円
シャワー	1 回 100 円
コインロッカー	1 回 100 円
レンタルサービス	屋外用タープテント・椅子セット 1 日 500 円 レンタサイクル (クロスバイク) 2 時間 500 円 ランニングバイク 1 回 100 円 スポーツ用品 (貸クラブ、テニスラケット・ボール他) 1 回 100 円 遊び道具 (バトミントンセット、なわとび他) 無料

青空エクササイズ教室	1 回 500 円
ウォーキング教室	1 回 250 円
パークゴルフ教室	無料
テニス教室	1 回 1,000 円
パークゴルフ大会	1 回 1,100 円
テニス大会	ジュニア 5,800 円、一般 3,000 円
スポーツイベント	無料
季節のクラフト教室	1 回 500～1,000 円
こども体験教室	1 回 100～500 円
自然観察会	1 回 200 円
犬のしつけ教室	1,000 円
フォークコンサート	無料
季節のミニイベント	無料
防災イベント	無料
吉見総合運動公園ふれあいフェスタ	無料

吉見運動公園利用者アンケート結果

【問 1 - 1】あなたの年齢を教えてください。



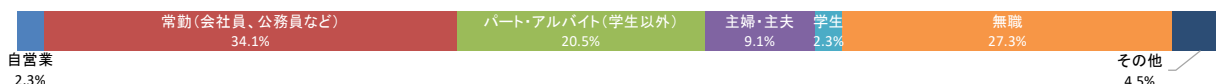
回答数 44

【問 1 - 2】あなたの性別を教えてください。



回答数 44

【問 1 - 3】あなたの職業について教えてください。



回答数 44

【問 1 - 4】あなたがお住まいの市町村を教えてください。

さいたま市(西区)	1	春日部市	0	三郷市	0	横瀬町	0
さいたま市(北区)	1	狭山市	0	蓮田市	0	皆野町	0
さいたま市(大宮区)	0	羽生市	1	坂戸市	2	長瀬町	0
さいたま市(見沼区)	0	鴻巣市	7	幸手市	0	小鹿野町	0
さいたま市(中央区)	0	深谷市	0	鶴ヶ島市	0	東秩父村	0
さいたま市(桜区)	1	上尾市	3	日高市	0	美里町	0
さいたま市(浦和区)	1	草加市	0	吉川市	0	神川町	0
さいたま市(南区)	1	越谷市	0	ふじみ野市	1	上里町	0
さいたま市(緑区)	0	蕨市	0	白岡市	0	寄居町	0
さいたま市(岩槻区)	0	戸田市	0	伊奈町	0	宮代町	0
川越市	3	入間市	1	三芳町	0	杉戸町	0
熊谷市	4	朝霞市	0	毛呂山町	0	松伏町	0
川口市	0	志木市	0	越生町	0	★県外(群馬県)	0
行田市	0	和光市	0	滑川町	1	★県外(栃木県)	0
秩父市	1	新座市	0	嵐山町	0	★県外(茨城県)	0
所沢市	0	桶川市	0	小川町	0	★県外(千葉県)	0
飯能市	0	久喜市	1	川島町	0	★県外(東京都)	2
加須市	0	北本市	2	吉見町	3	★県外(その他)	2
本庄市	1	八潮市	0	鳩山町	0	無回答	1
東松山市	3	富士見市	0	ときがわ町	0		

【問 2 - 2】その公園の利用頻度を教えてください。



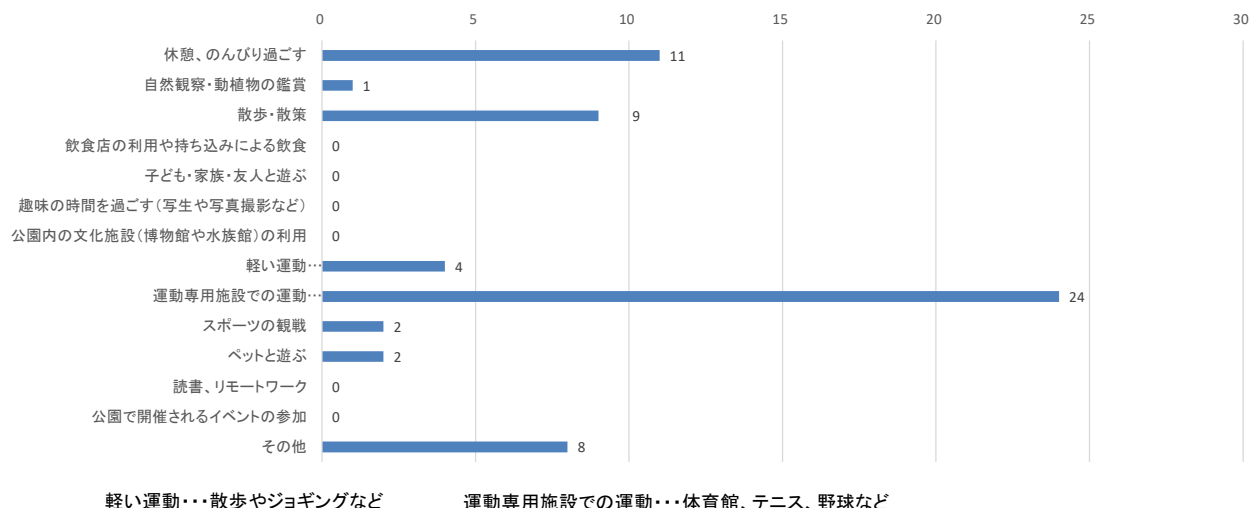
回答数 44

【問 2 - 3】その公園への交通手段を教えてください。

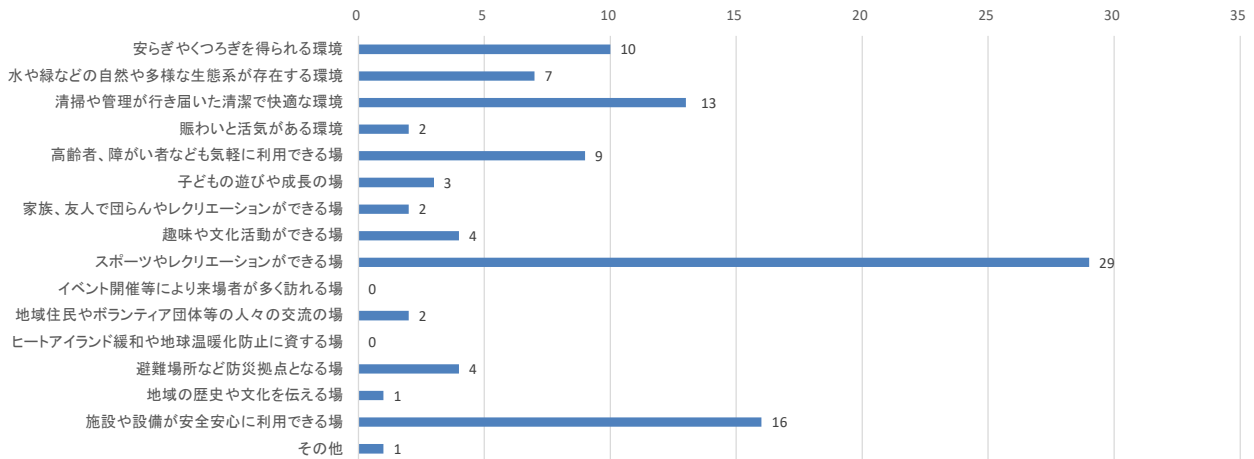


回答数 44

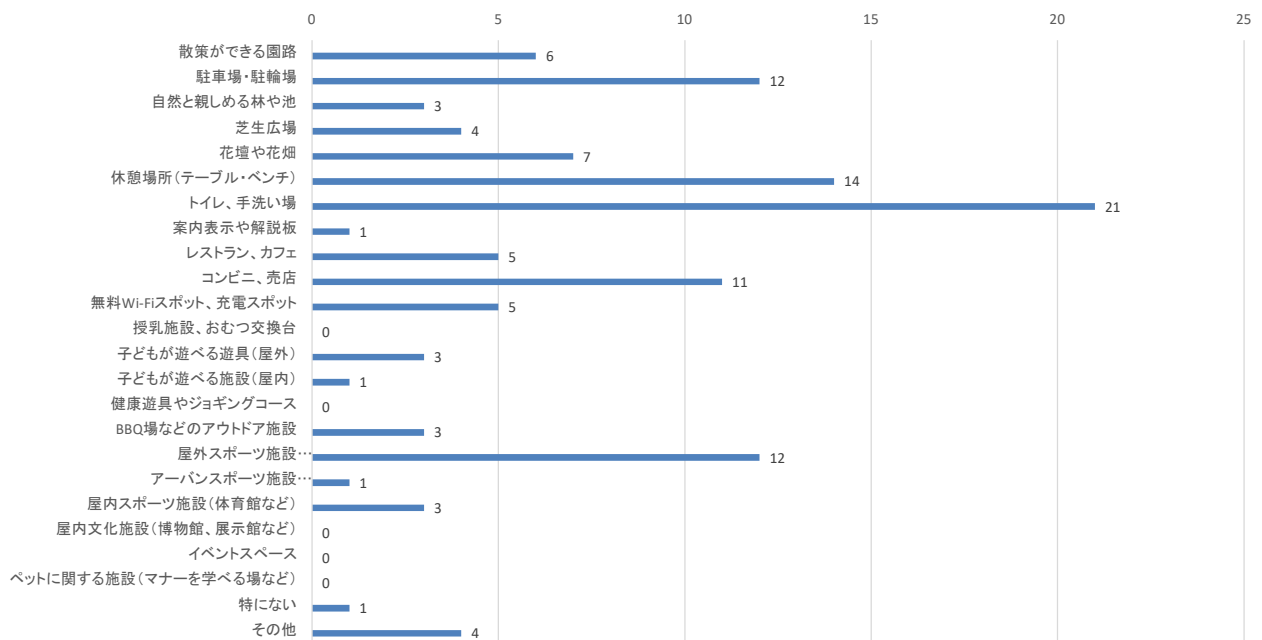
【問 2 - 4】その公園の利用目的について教えてください。



【問2-5】その公園で残してほしいもの、こうあってほしいものを教えてください。



【問2-6】その公園をより良くするために、必要な施設や設備があれば教えてください。



屋外スポーツ施設・・・テニスコート、野球場、サッカー場など アーバンスポーツ施設・・・スケートボードパーク、ボルダリングなど

【問2-7】その公園の管理や運営に関して意見があれば教えてください。(主な意見)

- ☐ 毎週月曜日が休館日だが、トイレが使えるようにして欲しい。公園を出てからミラー板を設置して欲しい。(70代・男性)
- ☐ 野球場の水捌けをもっと良くして欲しい。(20代・男性)
- ☐ サッカー場の草の管理をもっと良くしてほしい(60代・男性)
- ☐ 芝生の整備をお願いします(60代・男性)
- ☐ 人工芝のグラウンドを整備してほしい(60代・男性)
- ☐ サッカー場を利用しているが、自分たちも協力して整備している。砂の確保をしていただき状態は良くなっている。これからも整備をお願いします。(60代・男性)
- ☐ サッカー場を利用することが多い。草刈りや整地(凸凹を平らに)してほしい。(60代・男性)
- ☐ 公園内に水路が通っているので、移動できる木橋を何本か増やしてほしい。(70代・男性)
- ☐ 公園施設のマナーを守り、気持ちよく大切にしてほしい。グラウンドが荒れるような使い方はしないでほしい。(60代・男性)

指定管理業務に関する特記仕様書（吉見総合運動公園）

公園管理に当たり、下記の事項について遵守すること。

記

1 別添の「有資格者の選任等一覧」のとおり有資格者を配置すること。

2 供用日及び供用時間については、別添の現況調書に記載されている水準を下回らないように配慮すること。

3 利用料金の設定に当たっては、次の点を踏まえること。

（１）近隣の類似施設や県営都市公園内の同種の施設の料金と比較しても妥当な設定がなされ、関係機関及び利用者の理解が得られること。

（２）国又は埼玉県（以下「県」という。）が主催する事業等に使用する場合、又は共催する事業等に使用する場合は減額又は免除することができる。

ただし、電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合、又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は別途実費相当額を徴収することができる。

（３）障害者等の利用料金については、「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」（昭和５８年条例第８号）及び「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則」（昭和５８年規則第３２号）の規定に基づいて減免すること。

（４）有料施設の利用料金について現行の料金設定を超える料金を設定する場合は、さらに次の事項を踏まえること。

ア 設備投資等により、機能・仕様の向上が明らかに見られること。

イ 機能・仕様の向上が利用者ニーズを反映させたものであること。

ウ 近隣の類似施設や県営都市公園内の同種の施設の料金と比較しても妥当な設定がなされ、関係機関及び利用者の理解が得られること。

エ 新料金の適用日については、個々の利用形態に応じた周知期間をおくこと。

4 樹木の老朽化について

公園内の樹木の老朽化に伴い、適正な維持管理を行っていくため、県が管理する樹木診断結果等に基づき県と調整の上、適切に管理を行うこと。

また、危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見に努め、除去を行うとともに、台風等による倒木については、速やかに除去すること。

5 防犯対策に配慮すること。

埼玉県防犯のまちづくり推進条例に規定する防犯上の指針に基づき適正に管理すること。

6 地元ボランティア団体等との連携を図ること。

地域に根ざした公園となるように、地元ボランティア団体等と連携した公園管理を行うよう努めること。

7-1 埼玉県県営公園施設予約サービスに関する次の業務を行うこと。

- (1) 埼玉県県営公園施設予約サービスの利用者登録の受付・確認・登録証の発行等。
- (2) 吉見総合運動公園の施設に関する照会・予約及びキャンセルの受付等。

※ 埼玉県県営公園施設予約サービスの運用状況に変更がある場合は、別途調整を行う。

7-2 河川増水時には、利用者に対する安全対策及び施設・工作物等の撤去を行うとともに、その後の速やかな復旧に努めること。

- (1) 本公園は、荒川の河川敷地内にあり、河川増水時には、冠水のおそれがある。
- (2) 本公園は、国土交通省から河川法（昭和39年法律第167号）第24条に基づく占用許可及び同法第26条に基づく工作物の設置許可を受けて設置されている。
このため、指定管理者は、河川の水位が上昇し、公園敷地が冠水する場合に備え、毎年、国土交通省及び県の指示に従って「許可工作物自主撤去計画」を作成し、少なくとも2年に一回、同計画に基づいた撤去訓練を行う必要がある。
- (3) 台風、大雨等により冠水が予想される場合には、利用者に対して安全対策を講じるとともに、同計画に基づき指定管理者の負担において、園内の施設・工作物を速やかに河川敷地外へ撤去させなければならない。
- (4) 冠水後も必要な安全対策を講じるとともに、ゴミの撤去、清掃等を行い、速やかな復旧に努めること。

7-3 工事の実施又は工作物の設置について

公園における工事の実施又は簡易トイレ等の工作物の設置にあたっては、河川法上の協議又は許可が必要となる場合があるので、河川管理者の指示に従うこと。

7-4 クビアカツヤカミキリとカシノナガキクイムシの発生予防等について

近年、埼玉県内で増殖が確認され、樹木に被害を与えているクビアカツヤカミキリとカシノナガキクイムシについて、発生の予防に努め、発生が確認された場合は、基本協定書（案）別紙2「施設の新築、増改築及び修繕等の実施及び費用負担区分（案）」により、県と連携して必要な対策を実施すること。

8 ネーミングライツの導入について

県は令和7年度中にネーミングライツの募集を行い、公園の愛称が付される予定である。なお、ネーミングライツ募集の事務は県が行い、命名権料も県の収益となる予定。

ネーミングライツの導入に伴う対応については、指定管理者は県に誠意をもって協力すること。

9 本書の定めのない事項

本書に定めのない事項が発生した時、その都度、県と迅速に誠意をもって協議し、その指示に従うこと。

別添

吉見総合運動公園 有資格者の選任等一覧

(適用欄○を適用する。)

・有資格者の選任、許可、届出事項等

関連事項	資格等	根拠法令等	適用	備考
消防法関係	防火管理者、消防計画	消防法第8条	○	指定管理者が行う。
	危険物保安監督者	消防法第13条		選任、指定管理者が行う。
	危険物取扱者	消防法第13条		選任、指定管理者が行う。
	少量危険物施設の貯蔵・取扱い変更届出	火災予防条例		届出、所轄消防により異なる
電気事業法関係	電気主任技術者、保安規程	電気事業法第43条、第42条		選任、届出 指定管理者が行う。 「主任技術者制度の解釈と運用（内規）」平成17・03・22原院第1号平成17年3月28日、改正平成18・05・26原院第6号平成18年7月1日による
	ボイラー・タービン主任技術者	電気事業法第43条		選任、指定管理者が行う。
ビル管法	建築物環境衛生管理技術者	ビル管法第6条		選任、指定管理者が行う。
廃棄物の処理および清掃に関する法律	特別管理産業廃棄物管理責任者	廃棄物の処理および清掃に関する法律第12条の2		選任、指定管理者が行う。

ビル管法…「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」による。

・定期検査報告事項等

関連事項	届出等	根拠法令等	適用	備考
建築基準法	特殊建築物等定期点検	建築基準法第12条		特定建築物
	昇降機定期検査報告	建築基準法第12条		エレベーター
消防法	消防用設備等点検結果報告	消防法17条		
	地下タンク貯蔵所定期点検	消防法第14条3の2		3年以内、1年以内
ビル管法	建築物環境衛生管理基準	ビル管法第4条		維持管理の基準
水道法	簡易専用水道の検査	水道法第34条の2		受水槽>10m3
	小規模貯水槽水道の検査	条例等	○	受水槽≤10m3、簡易専用水道に準じる
浄化槽法	し尿浄化槽点検、清掃、水質検査	浄化槽法第8条、第9条、第10条、第11条	○	
電気事業法	電気工作物の巡視・点検	電気事業法第42条		保安規程に基づく

・その他関係法令

関連事項	届出等	根拠法令等	適用	備考
小型船舶操縦者法	海技免状	小型船舶操縦者法第23条の2		有資格者の選任、湖川管理用
労働安全衛生法	ボイラ取扱作業主任者	労働安全衛生法第14条、第61条		有資格者の選任
プール衛生管理	衛生管理者、管理責任者	埼玉県プール維持管理指導要綱第6条		選任
食品衛生法	食品営業許可、食品衛生責任者	食品衛生法第52条、第50条		許可、届出 営業を営もうとする者
廃棄物の処理および清掃に関する法律	産業廃棄物の処理	廃棄物の処理および清掃に関する法律第11条	○	産業廃棄物の適正な処理
その他関係法令	関係法規等の遵守	関係法規等	○	関係法規等の遵守

小型船舶操縦者法…「船舶職員及び小型船舶操縦者法」による。